

浄化槽の法定検査(11条検査)を受検しましょう

各家庭から流れ出る生活雑排水は、浄化槽をとおり、川へと流れます。

町内に流れる川を昭和30年代のような泳げる川に戻すため、また、後世の子どもたちにきれいな川を残すため、町は浄化槽法に基づく法定検査(11条検査)の受検の啓発を行い、町民の皆さんのご理解ご協力により法定検査の受検率が向上しました。

	平成23年度	平成24年度
法定検査受検率	1.5%	11.2%

平成25年度も引き続き、受検率の向上を進めてまいりますので、未受検の方もぜひ法定検査の必要性をご理解の上、受検をお願いします。

■法定検査(11条検査)とは

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているか確認する検査で、毎年1回行わなければなりません。いわゆる自動車の車検のようなものです。自動車は運転することで、車の故障に気がつくことができますが、浄化槽が正常に機能しているかについては、指定された検査員でなければわかりません。

浄化槽の機能を失うと多額の修理費が必要になることがありますので、ぜひ法定検査を受検しましょう。



イラスト出典：(株)全国浄化槽団体連合会のパンフレットより

■法定検査受検の申込み・問合せ

社団法人 埼玉県浄化槽協会 法定検査部
☎048-533-4700

税務課のお知らせ

転出する際の軽自動車等の住所変更について

軽自動車税は、軽自動車の保管場所(定置場)の市町村で課税されます。

町外へ転出し、軽自動車の保管場所が変わる場合は、次の窓口で住所変更の手続きをしてください。

車の種類	窓口・連絡先	必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用・特殊作業用)	松伏町役場 税務課 町民税担当 ☎991-1833	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・印かん
軽二輪車・小型二輪車 (126cc以上)	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 〒344-0042 春日部市大字増戸723番地の1 ☎050-5540-2028(テレホンサービス)	左の窓口まで直接お問い合わせください。
三輪・四輪車 (660cc以下)	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 〒344-0036 春日部市下大増新田字東耕地115番1 ☎048-745-7733	